

## 平成24年度印西市特別職報酬等審議会会議録

- 1 開催日時 平成25年3月14日(木)  
午後2時00分から午後3時40分まで
  - 2 開催場所 印西市役所 会議棟2階 204会議室
  - 3 出席者 大山実会長、穴澤義典副会長、荒木充委員、上山スイ子委員  
山口芳弘委員、渡辺光子委員、岩田成喜委員、橋詰昌委員  
滝直彦委員、西修一委員
  - 4 欠席者 なし
  - 5 事務局 荻原総務部長、浅倉総務部参事、古川政策主幹  
岩崎副主幹、海老原(博)主査補、海老原(和)主査補
  - 6 傍聴者 なし
  - 7 審議事項 答申事項の審議
  - 8 議事
- 事務局 本日は、大変ご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまから、第3回印西市特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。初めに、会長の大山実様よりご挨拶をお願いします。  
(会長挨拶)
- 事務局 ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。会議の議長につきましては、審議会条例第6条第1項の規定により大山会長にお願いいたします。なお、会議録を作成する都合がございますので、会議の状況を録音させていただきます。予めご了承ください。
- 議長 それでは、条例の規定により議長を務めます。  
議事に入る前に会議の定足数を確認させていただきますが、本日の出席人数は10名で全員出席でございます。委員の半数以上の出席がございますので、印西市特別職報酬等審議会条例第6条第2項により、本会議が成立することをご報告いたします。最初に事務局に確認しますが、傍聴者はいらっしゃいますか。
- 事務局 傍聴者はございません。
- 議長 それでは議事に入ります。  
第1回、第2回に引き続きまして、市長、副市長の給料月額及び市議会議員の報酬月額の改定についてを議題といたします。今回の会議では、財政の説明を受け、主には答申内容について議論し、答申書としてまとめていきたいと考えております。まず、最初に事前に本日の会議資料が送付されておりますので、事務局より資料の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、資料のご説明をいたします。今回配付させて頂きました会議資料は、会議次第の他に、資料1といたしましてA3版の色つきのグラフの入った資料でございます。それから資料2といたしまして、特別職報酬等審議会からの意見の要旨というホチキス止めの2枚組の資料でございます。それからもう1点が答申たたき台と表示しました資料でございますが、3種類の資料を事前

に配付させていただいております。ご確認をお願いいたします。

それでは、はじめに、資料1につきまして、ご説明いたします。こちらは、前回の会議で資料として提出させて頂いた市の財政状況の資料の追加資料でございます。はじめに、(1)の将来債務残高の見通しのグラフをご覧願います。こちらは、市の5カ年の財政計画から抽出したデータでございます。平成23年度から平成27年度までの残高推計を示したものでございます。グラフの下の表をご覧ください。平成23年度の欄を例に申し上げますと、市債が248億2千万円、債務負担行為残高が147億円、これを合わせた将来債務残高合計が395億2千万円ということでございます。このうち、千葉ニュータウン事業に係る残高は、199億円ということで、割り返しますと、約50%、約半分が千葉ニュータウン事業に係る債務であることがこのグラフからお分かりになると思います。なお、平成26年度以降の千葉ニュータウン事業分は、債務残高には含まれておりますが、資料として千葉ニュータウン事業分を抜き出したデータ出されておきませんので、平成26年度、平成27年度の千葉ニュータウン事業分の負担額については空欄とさせて頂いておりますので、ご了承願います。

続きまして、(2)の千葉ニュータウン事業関連支出の見通しのグラフをご覧願います。こちらは、単年度毎の支出又は支出予定の額を、予算書及び決算書から抜き出して作成した資料でございます。棒グラフの赤と青の積み上げグラフは、千葉ニュータウン事業に係る市債償還額と債務負担行為支出額の積み上げでございます。その隣の緑色の棒グラフは、千葉ニュータウン事業者である企業庁が市に負担している公益施設整備費負担金の額のグラフでございます。

平成23年度の欄を例に申し上げますと、市債償還額が13億9500万円、債務負担行為支出額が10億700万円、合計が24億200万円となっております。ここで資料の訂正をさせていただきます。こちらの表の単位を百万円としておりますが、一番下の公益私設整備費負担金の金額の単位が千円単位となっておりますので訂正をお願いいたします。表の上の3段につきましては百万円単位、一番下の段につきましては千円単位ということで資料の訂正をお願いいたします。公益施設整備費負担金が約17億6900万円で、印西市の負担額に対して約74%を千葉ニュータウン事業者が負担しているということになります。なお、千葉ニュータウン事業は、平成25年度で収束となります関係で、平成26年度以降の負担金額は、現在協議中と記載させて頂いておりますが、割的には7割程度の事業者負担で推移するものと考えております。

次に、資料2をご覧願います。こちらは、当審議会からの意見の要旨として、前回の1月23日の会議で委員の皆様から出されたご意見と、前回の会議で欠席された委員もございましたので、追加意見として、委員の皆様から頂いたご意見を加えて、まとめた資料でございます。追加で頂きましたご意見につきましては、資料2の2枚目にまとめてございますが、追加意見としまして6つのご意見がございましたので、ご確認願います。また、追加意見の中で1字、文

字の訂正がございます。②の最後の行の「室」を「質」に訂正くださいますようお願いいたします。

それでは、1枚目の資料をご覧願います。意見の要旨としましては、①から⑫の意見に集約しまとめさせていただきました。番号の小さい方が報酬額の増額を支持するというご意見でございまして、番号の大きい方が減額を支持するご意見となっております。①～⑧につきましては、増額を支持する方向のご意見でございます。①は、人口規模、財政規模、近隣自治体との比較を重視し、多少の増額は必要とのご意見でございます。②は、合併により、人口・行政面積が増大し、実際の活動量も増え、質量ともに議員の役割が増しているというご意見でございます。③は、類似団体と比較し報酬額が低いと、議員のモチベーションも上がらないのではないかとのご意見でございます。④は、優秀な人材確保のため、議員報酬を上げることが必要とのご意見でございます。⑤は、市長、副市長は責任が重いので、責任に見合った額の増額が必要とするご意見でございます。⑥は、地域主権改革の進展により、地方行政、議会の役割、職責が重くなっているというご意見です。⑦は、議員定数の、44名から24名への削減や、議会のインターネット中継など、議会改革を評価するというご意見でございます。⑧は、報酬額の増額には、議員定数の見直しが必要とのご意見でございます。次に、⑨と⑩は、現状維持を支持するご意見でございます。⑨は、市長・副市長の給料は、他市と比べて乖離が少ないとするご意見、⑩は、一般職の給与減額等の状況を考えると、現在の議員報酬額を維持することで、増額と考えてよいのではないかとのご意見でございます。次に、⑪と⑫は、減額を支持するご意見でございます。⑪は、現在の社会経済状況、一般職員の給与減額の記事で取り糺される中、増額はあり得ないとのご意見、⑫は、市の厳しい財政状況を考えると、報酬額等は減額する方向で考える必要があるとのご意見でございます。以上がこれまでいただいたご意見を①から⑫という形で集約させていただいたものでございます。

続きまして、答申のたたき台の資料をご説明いたします。答申のたたき台の報酬額につきましては、前回の会議で、仮置きが改正案が出されましたので、あくまでも仮置きという形で記載しております。内容としましては、市長・副市長の報酬額は、現状維持でプラスマイナスが0となっております。それからその下の議長以下議員の報酬額につきましては、3万円の増額としております。また、その下の付帯意見、答申理由については、空欄となっておりますが、こちらは、これまでのご意見等をもとに、必要に応じて書き込むための欄を設けさせていただいております。以上が、お配りした3種類の資料のご説明でございます。よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。資料1につきましては、市の財政状況の追加資料です。資料2は前回の会議の意見をまとめたもの、3つ目は答申のたたき台でございます。ただいま3つの資料について説明させていただきましたが、順番に整理していきたいと思っております。

まず、資料1の市の財政状況の説明をいただきましたが、これに関してご意見

等がございますか。

委員 市債というのは色々な種類があると思いますが、償還年数を何年で設定されているんですか。

事務局 それぞれのものによって違いますが、消防自動車のように耐用年数が5年くらい短いものについては5年で返すようにしたり、建ものですと25年とか、起債の対象となっているものによって、耐用年数を超えてはできないこととなっていますので、ものによって償還年数が長いものと短いものがございます。

議長 その他に資料1について何かご意見等はございますか。特によろしいですか。また別途ご意見が出てきましたらその時でも結構ですのでお願いいたします。

それでは続きまして資料2でございますが、資料2は前回の議事録をベースに事務局の方で意見の要旨ということで多様な意見をまとめていただいたものです。先程事務局より説明をいただきましたので、ご覧頂いてご自分の意見が入っていないとか、ここは違う趣旨で言ったんだとか、あるいは追加意見等も含めましてございましたらお願いしたいと思います。

委員 今回の改定につきましては、市長が諮問する時に改定額を明示していない諮問の仕方なんです。こういった諮問の仕方について報酬等審議会の方で現状を変えるという大きな判断をするのはどうかなと私は思っております。議会議員の報酬については、職員の給料のように生計費をベースに作り上げるとか、職務の困難性に応じて額を変えるとかそういったことで成り立っているものではないと思います。従来から微妙な政治的判断の中で決定されてきたものと考えておりますので、まず、改定をするということであれば、市の最高責任者である市長が改定するかどうかについて最初に判断するべきだと思います。それについては印西市特別職報酬等審議会条例の第3条を見ても市長の判断が前提になっているという規定の仕方をしていると思います。また、実際に平成8年と平成14年に報酬等審議会を開催していますが、そこでは市長が改定額を明示して報酬等審議会に諮問しているんですね。これが条例に沿った、あるいは最高責任者として市長がとるべき対応だと私は考えておりますので、今回の政治的に非常に微妙な、高度な政治的判断を要する事項について、報酬等審議会に対して、上げてもいい、下げてもいい、現状維持でもいいというような、市長の判断を全く示さない諮問の仕方はどうかなと思います。したがって、現状では市長のお考えが分からないので、現状維持が良いのではないかと考えています。また、これは意見の中でも言ったんですが、現在の社会経済情勢を考えると報酬額を3万円上げるということは、私は公共的団体の代表ということで自治会連合会から出ておりますけれども、そういった組織に対しても説明が困難ですし、住民等に対してもここで議員の報酬だけを3万円上げるということについての説明は非常に難しいと思います。また何よりも長の給与、議員の報酬額を改定するというのであれば、前提となるのが市長の判断だと私は思います。そういった判断が無い中で、報酬等審議会の中で3万円上げるというようなことは、根拠としても分かりませんし、説明責任も難しいのかなと考えております。

議 長 ありがとうございます。ただいまのご意見は、本来は市長が具体的な額を示して判断を委ねるべきだというご意見が1つと、もう1つはその額が示されていないのであれば据え置きが良いのではないかというご意見ですね。

今までの報酬等審議会における諮問の経緯としては、額を示して諮問していたということですが、その点について事務局にお伺いいたします。

事 務 局 平成9年に市議会議員の報酬額の改定を行っておりますが、その後につきましては据え置きの状態が現在まで続いています。

その間、数回、報酬等審議会に額を提示して諮問しておりますが、社会経済情勢などから増額は見送られ、これらの判断につきましては、先程委員からご意見がありましたように、政治的情勢もあったのではないかと思います。

当時は、市制を施行し、町から市になりまして、近隣市との差などをもとに議論したわけでございます。

今回の審議会では、敢えて額を示さず、第1回の会議でも申し上げましたとおり、町から市になり、そしてここで合併があり、人口も6万2千人位から9万人に、面積も倍以上になっております。また、平成9年の改定時から10数年が経過し、議員活動や我々の行政活動もかなり変わってきている部分がございます。そういった意味で活動もかなり活発になってきているという状況を総合的に判断した中で、ここで改めて無垢の状態での議員の報酬等について諮問させていただいたというものでございます。

議 長 審議会にかける時に、報酬額を明示しなければならないというような規定があるのではないんですか。

委 員 それでは報酬等審議会条例の第3条というのはどのように解釈されるのか。審議会の所掌事項として、市長が最終決断をした上で条例改正が必要な場合にあらかじめ報酬等審議会の意見を聞くという流れではないのかということですが、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 条例制定の経緯といたしましては、戦後のまだ日本が高度成長期であった時期に遡りますが、当時は議会議員の報酬や市長等の給料が執行部と議会のお手盛りで増額しており、それに歯止めをかける意味で、当時の自治省が、全国の自治体に報酬審議会条例の制定について通達を出したという経緯があり、それにならって制定されております。印西市では、昭和39年に制定しております。それまでは各市町村がこのような条例を持っておりませんので、条例の規定により、議会議員の報酬、市長、副市長等の給料について議会に上程する時、つまり、当時の状況は報酬を増額する時は、あらかじめ、住民の代表からなる審議会に諮った上で行うようにと、お手盛りに厳しく縛りを付けたというのが、この条例の制定経緯でございます。

ただいまご質問のありました第3条につきましては、第3条第1項につきましては、委員がおっしゃったとおり、市長は、例えば議会議員の報酬額について議会に提出しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞くものとしています。その他に、当市の条例では、第2項として、市長は、前項に規定するもののほか、特に必要と認める事項について、審議会の意見を聞くことができる

という規定がございます。第1項では議会議員の報酬額について議会に提出する時はあらかじめ審議会の意見を聞くものとしていますが、第2項では、あらかじめ審議会の意見を聞くもの以外のものについても必要と認めた場合は審議会の意見を聞くことができることとしておりますので、今審議会では、額をお示しせずに諮問をさせて頂き、審議会からの答申を踏まえた上で市長が最終的に判断をするという形で考えているところでございます。

議 長  
委 員

ただいま事務局から説明がありましたがいかがですか。

報酬というような非常に大事な問題で、高度な政治的判断を要するものですので、市の行財政運営に一番精通し、また、予算編成の権限を持っており、将来の印西市の行政運営について一番の責任を持つ市長に判断して頂くことが適切かと思えます。合併によって行政面積が増えたということであればそういったことも勘案して、あるいは議員のモチベーションを上げる、良い人材を確保するというのであればそういうことを勘案しながら、議員の報酬はいくらが適正なのかという推計を出して、それが今の額と乖離しているということであればその差額について改定したいということで審議会に出すというのが本来条例が想定している趣旨ではないかと思えます。しかし、上げるも下げるもどちらでも良いということで、審議会で適切な報酬額を決めるには、やはり説明責任のできる適正な額を答申できるのか疑問に思っています。

議 長  
委 員

他の委員の方は何かご意見はございますか。

私もただいまのご意見についての考え方は正しいのではないかと思います。審議会が出した案を根拠に、報酬を上げるというようなやり方はどうかと思えますので、そういった意味で、今回、そういう判断ができない中では、現状維持とするのが良いのではないかと思います。

議 長  
委 員

ただいまのご意見は、順序として市長が予め判断し金額を提示し、その額について審議会で審議する形で無いと、判断が出来ないということですね。

そうですね。もともと市長の判断があつて、その市長の判断に対して審議会が修正案を出したり意見を言うというのが、この審議会の役割であると思えます。

議 長  
委 員

そういう前提があるので、据え置きが妥当ではないかということですね。

はいそうです。

議 長  
委 員

他の委員の方は、何かご意見はございますか。

非常に難しい話だと思えますが、他の市や近隣の市では、その辺はどのようになっていますか。

議 長

他の市では今回のように金額を示さないで行うというやり方なのか、あるいは具体的に金額を示して諮問をしているのか、事務局の方でご存じであればお願いします。

事 務 局

他市の例でございますが、近隣の各市では近年このような審議会を開いた実績がございませんので、埼玉県鴻巣市の例で申し上げますと、こちらにつきましては、県内、或いは近隣市の人口比較、財政比較など、種々のデータを審議会に提示し、ゼロから議論して頂いて答申という形にしております。

今回のような審議会への諮問のやり方につきましては、予め額をお示ししてその額についてどうかというやり方と、額をお示しせずに白紙の状態から議論して頂くやり方と両方ございますが、印西市においては、市民参加条例という条例がございまして、この条例では、なるべく行政が判断する前の段階で、市民の皆さんからご意見を求めていくという趣旨がうたわれておりまして、そういった市民参加の流れもございまして、これまでは、市民参加条例が制定されておりましたので、額を示して1回の会議の中で答申として出して頂くやり方をしておりまして、今回は数回の会議を開催し、より深く議論いただいて答申としてまとめて頂くというやり方をとらせていただいたものでございます。

議長 今の説明ですと予め額を示すやり方と、埼玉県鴻巣市のように額を示さないで審議をしているというやり方と2つの方法があるということでございますが、印西市では額を示さずに市民参加の視点で、会議でより深いディスカッションの中から答申をいただきたいということで提案をされたということで考えてよろしいわけですね。

ただ今、お二人の委員から本来は市長から金額を示して、それが妥当かどうか諮問するのが筋ではないかというご意見がございましたが、他の市の状況として分かっている範囲では、必ずしも額を示して行うものでもないということでございます。

委員 第1回目の会議の時に、今回は額を示さないで諮問をしますという説明がありましたが、いつの議会に出すから諮問するというような説明があったのか、改定の時期まで審議会で決めるのか、その点について確認のためにお伺いします。

事務局 今回の質問も含めまして、先程のご説明が不足しておりましたので併せてお答えします。ただ今議論になっております特別職報酬等審議会条例の第3条の関係について再度申し上げますが、委員がおっしゃるように、議員報酬の額又は市長若しくは副市長の給料の額に係る条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞くものとしておりますが、こちらは、当時の自治省の準則に基づいて制定したものですので、恐らく、全国の市町村では同じ様に行われていたものと思われまして。

当市の審議会条例につきましては、準則規定に準じて定めていた条例を一部改正し、新たに第3条第2項を追加し、前項に規定するもののほか、特に必要と認める事項について審議会の意見を聞くことができるものとして、幅広く審議できるようにとの趣旨で改正したものでございます。基本的には市長が額をお示しした上で、議論、検討して頂くのが条例制定の趣旨からいけば原則となるかと思いますが、現在の社会経済情勢や合併等もございましたので、改めてゼロからご審議いただきたいというのが趣旨でございます。

ご質問の、今後の議会上程のスケジュールにつきましては、今後の情勢によって実施も含めて時期的な動きがございまして、断定的にはお答えできませんが、タイミング的には、報酬又は給料の額を変更する話ですから秋から11

月から12月くらいまでに判断し、次年度の予算に計上する流れを1つとしては考えております。

事務局 たしかに、条例規定の原則は委員がおっしゃるとおりですが、白紙の状態からの議論というのは、市としての責任を、委員の皆様には押し付けるというような考えで行っているものではございません。そういったことですので、結果的には、額をお示ししなかったことにより、委員の皆様にご負担をお掛けしてしまいました。額の方につきましても、これまでの資料の中での判断で、現在の額が妥当か否かという視点でご審議いただければと考えております。

議長 今までの議論を整理させていただきますと、「審議会条例第3条の考え方として、基本的には市長から金額を提示して、その額が妥当であるかを審議するのが筋ではないか」という意見がありました。続きまして、事務局からは、「審議会条例第3条第2項に市長が特に必要と認める事項について、審議会の意見を聞くことができる事項が追加されており、これに基づいて今回の審議会に諮問している」という説明でございます。また、現状の報酬が高いか安い、または据え置きかという判断をして、安いとすればどの位まで上げるのか、高いとすればどの位下げるのか、また据え置きも含めて議論をしてほしいということでもございました。

あとスケジュールについての質問がありましたが、本日の会議で答申がまとまり、市長へ答申をした場合に、最短で平成25年度中に判断し議会上程し、平成26年度から改正ということでもございました。ただし、今後の情勢等もございますので、市長の判断で平成25年度に議会上程するかは別の問題ということでもございます。

私から事務局へ質問ですが、いつから改定すべきという意見を答申に入れることはできますか。

事務局 改定の実施時期については諮問事項にございませぬが、答申書に付帯事項、または答申理由の欄がございませぬので、これに取り入れていくことは可能と考えます。

委員 報酬改定をしようということであれば、現在の金額が高いか安いかわかりませんが、積算しなければならないと思います。そういった事をやらないで現在の金額が妥当かどうかと言われても判断するのは難しいと思います。

報酬に関する推計等は市長がやって、その結果、改定が必要だと判断したのなら、金額を具体的に示して特別職報酬等審議会へ諮問し、その答申を受けて議会へ提出すると、最終的に決めるのは議会ですから、現実的にルールができています。今までもそのように行われてきているのに、今回だけこういった形で議論することについて、高度な政治判断を要するような複雑な事項について審議会では判断できるか難しいと思いますので、私は、現状維持と判断します。

委員 今、委員から額の提示が無いと判断がつかないとの意見がありましたが、印西市は、近隣の市と比較すると、市民の意見を行政に取り入れるという点で、かなりレベルが高いのだと思います。私は、市民参加として市民や団体



の代表がこのように行政の判断決定の機会に参加して、市民の声を行政に反映させるといった、こういった会議はあって然るべきだと思っています。今まで2回の会議を開催して、他市と比較した議論もしてきました。それをまた原点に戻ってということでは、議論も進まないと思います。私たちは、もっと各団体の代表だという自覚を持って、市民としてきちんとした意見を述べていくことが、この会議が意図することではないかと思っています。

委員

現実として、本埜村、印旛村と合併して区域が大きくなり、印西市が大きく変容していることを考えれば、そのあるべき報酬額を審議会に諮問するのは、当然のことではないかと思っています。旧印西市とは違った課題も出てきているのだと思います。そういった事を含めて、市の状況が大きく変わりつつあるという中で、市民目線を含めて報酬が適切であるか判断してもらおうということは、市長の考えとしては必要であると理解します。

また、前2回の会議で事務局の方から膨大で詳細な資料をいただき、これまで検討してきましたし、ここで議論を戻すことは納得はできませんし、私としては、第3回で結論を出していきたいと考えています。

委員

私の考えですが、時代も変わって合併により議員の職責や役割といった面で、責任や活動量も増えていると思いますので、それにふさわしい報酬額ということで、増額すべきとの考えを持っています。仮に市長から、減額または現状維持という形で額を示して諮問があっても、これまでの会議資料から得た知識や議論から判断すれば、やはり増額という意見になるのかなと思います。

議長

いろいろとご意見を頂きましたが、答申の中身について議論していきたいと思っています。資料2にある意見のほかに意見がありますか。

(「特になし」という声あり)

議長

それでは、答申をまとめていきたいと思っています。「答申たたき台」が事務局より提出されておりますが、こちらは前回の会議で私の方から、市長、副市長については近隣市、県内同規模の市と比較して大差がないということで据え置きがよいのではないかと提案させていただきました。また、議会の議長、副議長、常任委員会及び議会運営委員会の委員長、議員の報酬額については3万円増額をベースに今回、議論していただきたいということを提案し、事務局がまとめたものとなっております。この報酬額について意見はございますか。

委員

いただいた資料のとおり市債などの将来の債務残高も400億弱ありますし、合併による割増交付金もあと2年で段階的に減ってくるということ、人口は少し増える見通しですが7、8年後に10万人にいくかどうかというレベルですので、行政コストを上げることは避けるべきと考えますが、市議会議員の報酬額は、近隣市、同規模の市と比べて、明らかに低いということは事実ですので、原案どおり3万円の引き上げについて賛成です。ただし、行政コストを上げたくないと思っておりますので、議員定数の削減については諮問事項に含まれておりませんので答申できませんが、そういった議論が

あったことを記録として残していただきたいと思います。また、市長、副市長の給料額を据え置くことについても原案のとおりで結構であると思います。

委員 事務局に質問します。この原案どおりに増額した場合の影響額はどの程度となりますか。

事務局 市長、副市長の給料額は据え置きで、議長以下議会議員の報酬額を原案どおり3万円増額した場合の影響額は、年間で1千148万4千円となります。

委員 前回の会議資料の5ページ「資料4 議員一人あたりの人口割」で印西市は議員一人あたりの人口割が3,841人、千葉県内35市の平均が4,660人、近隣の佐倉市では6,363人、また、我孫子市では5,617人、成田市では4,352人と比較しますと、印西市の議員一人あたりの人口割は少ないということも事実でございます。したがって報酬額に関係なく、今後検討していく課題かと思えます。

委員 私は、答申については増額という判断はできないという意見です。現状の水準を近隣市、同規模市と比較して判断するのではなく、印西市単独の働きがいいであるとか市の財政状況から判断して、今上げる状態ではないと判断します。

委員 私は、増額すべきと思います。本埜村と印旛村と合併して2村の議員の方々の報酬額は印西市の報酬額となって、かなり増額されていると思われませんが、合併前と比べると本埜地区と印旛地区の議員の数はかなり減っていると思います。それだけ自分のエリアとして考えていけば、かなり大変なエリアを議員一人が、行政のために活動しており、議員一人あたりの人口割も増えてきていると考えていくべきだと思います。本質的に印西市の議員報酬の額を他の市と比べると人口、市の広さからみてもやはり低いだろうと思います。議員活動も地元の議員や学校に関わってきた議員を数多く見ているので、そういった活動というものは、評価できると思いますし、そういったことが人材確保にも繋がりますし、新しい時代の議員を育てていくことに繋がっていくためには、必要という思いがあります。続いて、どの程度の増額ということですが、先ほどの事務局の説明では1千148万4千円の増額ですけれども、市の財政状況から見れば、この程度の増額は大丈夫ではないかと判断しますので、私は原案のとおり増額すべきと思います。

委員 第2回の会議資料で歳出の部で、平成21年から平成23年までの歳出の変動を見ていますが、平成22年度から平成23年度では、だいたい1千万円程度増額となっています。先ほどの増額の影響額は約1千100万円ということですので、この位の増額はやむを得ないと思いますので、増額に賛成です。

委員 第2回までの意見が資料2にまとめられておりますが、私も増額に賛成であります。金額の方は、近隣の四街道市の議員では43万円となっておりますが、今回、印西市が3万円増額しても37万円で、まだ約15%低い訳です

からこの程度はと思いますので、原案どおりの増額で行きたいと思います。

委員 議員報酬を近隣で比較しますと印西市は県内で26位とやはり低いなど  
委員 思います。四街道市は17位で、原案どおり3万円引き上げても銚子市と同  
議 程度の21位ですので、印西市としてはもうちょっと議員にお支払いしても  
よいのではないかという思いでおります。

委員 市長は据え置き、職員は人事院勧告による引下げや地方公務員給与の7、  
8%減額の話もある中で、議員だけ3万円を増額することは難しいのでは  
ないかと思っておりますので、現状維持がよいのではと思います。

議長 委員の皆さんのご意見を伺いますと、資料2にまとめていただいたよう  
に、近隣市と比較して報酬額が低いというご意見と現状維持というご意見の  
大きく2つの意見に分かれると思っております。

数で言いますと「現状の報酬は低いので増額した方がよい。」という意見  
が多いようですので、当審議会としては、原案にある議長以下議員の報酬を  
3万円の増額とする内容で答申書をまとめていくということで、ご異議ござ  
いせんか。

委員 異議なし

議長 それでは、答申の報酬額は、原案のとおりとさせていただきます。

続いて答申の付帯意見について、事務局の方で、たたき台のようなものが  
用意できれば、それをもとに議論を進めたいと思っておりますが、何かございま  
すか。

事務局 前回の第2回までのご意見を基に、付帯意見と答申理由を書き込んだもの  
はご用意できます。

議長 それを委員皆さんにお配りいただいてよろしいでしょうか。

(「答申たたき台(付帯意見、答申理由入り)」配付)

議長 それでは、ただいまお配り頂いた資料の説明をお願いします。

事務局 それでは、ただいまお配りしました「答申たたき台(付帯意見、答申理由  
入り)」のご説明をさせていただきます。

まず、答申内容ですが、市長、副市長は給料額を据え置きとし、議会議長  
以下の議員については3万円の増額となっております。

続きまして、答申の付帯意見としては、「厳しい社会・経済情勢下、東日  
本大震災に伴う公務員給与の引き下げが検討される中で、報酬月額の一  
定額を増額とするものであるもので、改定に当たっては、社会情勢や市民感情等に  
十分配慮の上、判断頂きたい。」というものを付帯意見としております。

続きまして答申の理由につきましては、これまで議論してきた経緯として  
①から⑤に集約しまとめてございます。

①としましては「議員報酬については、平成9年1月以来据え置きとなっ  
ており、県内近隣市の同規模自治体と比較し低額である。」としております。

続いて②としまして、「議会改革及び活性化への取組みとして、合併後の  
議員定数の44人から24人への削減、議会のインターネット中継の導入な  
どが進められている。」という内容でございます。

続いて③としまして「議員活動においては、地域主権改革による地方公共団体の自主性及び自立性の拡大が進む中、平成22年3月の合併により、市の行政面積が2倍強、人口が1.5倍弱と増加しており、また年4回の定例議会の活動に加えて、日常的な調査・研究、市民要望等への対応、各種行事への参加など、議員としての活動量、職責共に高まっている。」という内容でございます。

続いて④としまして「市政の更なる発展のためには、幅広い年代からより優秀な人材を確保するとともに、議員各人のモチベーションの向上を図る必要がある。」という内容でございます。

続いて⑤としましては、「報酬額の決定に当たっては、県内及び近隣自治体との均衡を考慮しつつ、社会経済情勢、市財政事情等を勘案する中で、委員からは現状維持が妥当との意見や、同規模自治体と約9万円の報酬月額の開きがある中で6万円程度の増額は止むを得ないのではないかと、また、議員定数の検討の必要性等、様々な意見が出されその集約に大変苦慮したが、議員においては、3万円増額し付帯意見を付すことで審議会としての意見の一致が図られた。また、市長・副市長については、同規模自治体との開きが議員に比べ大きく無いことから、本答申では増額は見送ることが妥当と判断した。」となっておりますが、文中「社会経済情勢、市財政事情等を勘案する中で、」とあるところを「社会経済情勢、市財政事情等を勘案し議論を深める中で、委員からは、諮問に具体的な額の提示がないので現状維持が妥当とするもの」に変えさせていただきたいと考えております。また、文中「3万円増額し付帯意見を付すことで審議会としての意見の一致が図られた。」を「3万円増額し付帯意見を付すことで、審議会として概ね意見が一致した。」に変えさせていただきたいと考えております。

議長  
委員

それでは、付帯意見、答申理由についてご意見ございますか。

答申理由の④ですが、「議員各人のモチベーションの向上」とありますが、入れる必要があるのかと思います。選挙に出ておりますので、議員報酬の改定でモチベーションに影響がでるものではないと思いますし、議員という職業はそういうものではないと思いますので、削除した方がよいと思います。

議長

委員からの意見のとおり、答申理由の④については、「市政の更なる発展のためには、幅広い年代からより優秀な人材を確保するとともに、議員各人のモチベーションの向上を図る必要がある。」とあるのを「市政の更なる発展のためには、幅広い年代からより優秀な人材を確保する必要がある。」にすることとします。他にご意見はございますか。

委員

答申理由の③の文中「1.5倍弱と増加しており、また年4回の定例議会の活動に加えて」の「また年4回の定例」を削除し、「1.5倍弱と増加しており、議会の活動に加えて」はいらないのではないのでしょうか。

- 議長 答申理由の③の文中「1.5倍弱と増加しており、また年4回の定例議会の活動に加えて」を「1.5倍弱と増加しており、議会の活動に加えて」にすることとします。
- 委員 答申理由の③に「市の行政面積が2倍強」とありますが、近隣の成田市、佐倉市、白井市などと比較してどのくらい広いのでしょうか。
- 事務局 申し上げます。印西市が123.8km<sup>2</sup>、成田市が213.84km<sup>2</sup>、佐倉市103.59km<sup>2</sup>、四街道市が34.7km<sup>2</sup>、八街市74.87km<sup>2</sup>、白井市35.41km<sup>2</sup>、富里市53.91km<sup>2</sup>でございます。
- 委員 わかりました。
- 議長 他に付帯意見、答申理由についてご意見・修正箇所がありますでしょうか。
- 委員 (「なし」という声あり)
- 議長 それではこれで答申をしてよろしいですか。
- 委員 異議なし
- 議長 それでは、ただ今一部の変更した内容を反映させたものを、答申書としてまとめたいと考えております。
- 事務局 答申の具体的なスケジュール等につきまして事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局 具体的な答申のスケジュール等について、事務局案を説明させていただきます。市長への答申につきましては、審議会を代表いたしまして大山会長から市長に手渡す形で行いたいと考えております。
- 議長 答申の時期につきましては、本年度内の3月31日までの間で日程を調整し行いたいと考えております。
- 委員 なお、答申案につきましては、いくつか手直しがございましたので答申前に委員の皆様にご確認いただくとともに、答申後は、その写しを郵送させて頂く予定で考えております。よろしくお願いたします。
- 議長 ただいま事務局の方から説明がありましたとおり、答申につきましては私が行うことでよろしいでしょうか。
- 委員 (「なし」という声あり)
- 議長 それでは、日程につきましては、後日事務局と調整いたしまして答申したいと思っております。答申した写しにつきましては、各委員に郵送させていただくことですのでよろしくお願いたします。
- 委員 それではその他に何かございますか。
- 事務局 委員の皆様におかれましては、昨年11月から3回にわたりまして、大変お忙しい中、当審議会におきまして慎重なご審議を頂き、ありがとうございました。
- 議長 今審議会では、大変に判断に悩む案件で、諮問の仕方など色々幅広くご意見を頂きましたが、市としては、あくまでも皆様方に意見を聞いてそれを参考にさせていただきたいという考えで、市長といたしましても報酬等審議会にまる投げするというようなことではございませんので、その辺を是非ご理解いただければと思います。

また、委員の皆様方の任期は平成26年11月まででございます。今後においても、諮問事項がございましたら、また、お集まりいただくこととなるかと思いますが、その際には、皆様、是非よろしくお願い申し上げます。以上、簡単ではございますが、私からのお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議 長

それではその他に全体を通して何かご意見等はございますか。

特になければ、以上で会議を終了いたします。

おわりに、今年の11月から3回にわたる会議で、大変難しい案件を慎重審議いただきましてありがとうございます。大変お疲れさまでした。

(閉会)

平成25年3月14日に行われた印西市特別職報酬等審議会の会議録は、事実と相違ないので、これを承認する。

印西市特別職報酬等審議会会長

大山実